

全国雪対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、全国雪対策連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、雪と寒さを克服し、地域の特性に応じた安全で活力ある地域づくりを積極的に進めるため、積雪寒冷に関する国の施策、技術等に関する情報交換及び広報並びに要望、提言等の活動を行い、総合的な雪対策を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 雪寒関係の制度、施策に関する調査、資料収集及び情報交換
- (2) 克雪、利雪等の技術に関する資料及び情報の収集
- (3) 前2号の情報交換及び広報活動のための講習会等の開催
- (4) 関係行政機関等に対する要望、提言及び協力
- (5) その他目的の推進に必要な事項

(構成)

第4条 本会は、各県雪対策協議会の会員市町村で構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事及び監事は、代議員の中から総会において選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、本会の事業推進に必要な事項を審議する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第9条 本会の事務を処理させるために幹事を置く。

- 2 幹事は、役員市町村の担当課長とする。

(総会)

- 第10条 総会は、代議員制とし、代議員は各県雪対策協議会の役員があたる。
- 2 総会は、原則として年1回開催するものとする。但し、必要のある場合は随時、開催することができる。
 - 3 総会は、会長が招集し次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定及び改正
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) その他必要事項
 - 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。
 - 5 総会は、代議員の1/2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決することとし、可否同数の場合は、議長が決定する。
 - 6 代議員がやむを得ない理由のため総会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の代議員を代理人として表決を委任することができる。
この場合における前項の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(役員会)

- 第11条 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成し、本会の運営に関する必要な事項を審議する。

(顧問)

- 第12条 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、会長が選任し、総会の承認を得る。

(事務局)

- 第13条 本会の事業を円滑に運営するため、事務局を各ブロックの雪対策連絡協議会の代表事務局及び会長所属市町村の事務局並びに関東、中部、近畿、中国地区を代表する府県雪対策協議会事務局と社団法人雪センター（代表事務局）に置く。

(経費等)

- 第14条 本会の運営に必要な経費は、受託収入等の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

(雑則)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成9年7月31日から施行する。